

令和7年度 管理センター電気設備点検業務 仕様書

1 目的

本仕様書は、札幌市水道局が所管する札幌市水道局管理センター（以下「管理センター」という。）の電気設備を定期的に点検することで、電気設備や周辺機器の安全性を確保し、火災や感電などの重大事故を未然に防ぐことで、電気設備の維持と事故のリスクを低減することを目的としている。

2 名称

管理センター電気設備点検業務

3 履行場所

- ・施設名：玉川橋取水堰
- ・住所：札幌市南区定山溪温泉東2丁目

4 委託期間

令和7年10月1日～令和8年1月30日

5 業務内容

本業務は、建築保全業務仕様書（令和5年度版）及び電気保安規定に基づき、札幌市水道局が所管する玉川橋取水堰の電気設備に対し、その機能と性能を保持するため点検を行う業務である。

- （1）点検対象機器は、別紙「点検対象機器」に記載した機器を対象とする。
- （2）点検整備項目は、別紙「点検整備項目表」に記載した項目を点検・整備する。
- （3）点検結果あるいは処置の内容については、報告書を提出する。
別紙1に点検対象機器、別紙2に点検整備項目表を示す。

6 点検・整備の留意事項

- （1）作業開始及び終了時は、必ず管理センター管理室に連絡し、承諾を得ること。
- （2）作業時間は平日の午前8時45分から午後4時30分までとする。
- （3）点検・整備に必要な器具類は、受託者が用意する。
- （4）点検・整備中に異常が発見された時、部品交換の必要が発生した時等は、委託者に連絡し協議後に対策を講じる。
異常等は写真を撮影し委託者に報告する。
- （5）作業終了後は、機材及び部品等を整理し、室内の清掃を行う。また、清掃に当たっては、他設備等に塵芥を入れないようにする。
- （6）委託者から作業中断や復電の指示があった場合は速やかに従う。
- （7）受託者は点検・整備を行うにあたり、他設備の運用に支障をきたさないように

作業を行う。

- (8) 点検・整備作業中、故意、又は、過失により、札幌市あるいは第三者に波及や損害を与えた場合は、直ちに委託者へ報告し、受託者の費用をもって補償、又は、原形に復しなければならない。
- (9) 点検・整備開始及び復電の際はチェックリストを用いて、検電等による充電部の停電確認や設置短絡器具の取り外し確認等の安全確認を十分に行った上で作業を実施すること。特に作業開始直後及び終了前には十分注意し、作業者の災害及び危険防止に努める。
- (10) 油・塗料等の汚染防止に努め本施設へ影響を与えない。
- (11) 作業時は、必ず作業責任者を定めて安全に留意して作業を行う。
- (12) 点検整備中において稼働中の施設に多大な影響を及ぼさないように十分注意する。

7 業務責任者

本業務における業務責任者は、第3種電気主任技術者以上若しくは1級電気工事士施工管理技士であること。また、業務責任者は関係する業務従事者に対し必要な指導・監督を行わなければならない。

8 業務の履行及び提出書類

受託者は次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 業務着手時の提出書類
 - ア 業務着手届（様式1） : 着手後速やかに 1部
 - イ 業務責任者指定通知書（様式2） : 契約後速やかに 1部
 - ウ 業務日程表 : 契約後速やかに 1部
- (2) 作業開始日までの提出書類
 - ア 業務従事者選任届（様式の指定なし） : 履行の前日まで 1部
 - イ 緊急時の連絡体制（様式の指定なし） : 履行の前日まで 1部
- (3) 業務完了時の提出書類
 - ア 点検結果報告書（様式の指定なし） : 清掃後速やかに 1部
 - イ 業務完了届（様式3） : 完了後速やかに 1部
- (4) その他
 - 業務施工協議簿（様式の指定なし） : 協議発生時速やかに 1部

9 業務の検査

受託者は、業務完了時に委託者による点検結果報告書の検査を受けなければならない。検査において、訂正を指摘された箇所は直ちに訂正しなければならない。

10 支払い方法

- (1) 業務完了後、契約に基づき支払うものとする。

(2) 請求の際は、消費税等も合わせて請求すること。

11 個人情報保護及び秘密の保持

- (1) 受託者及び業務関係者は、本業務の履行期間及び履行後において、業務上知り得た一切の秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、業務関係者に対し、前項の秘密の保持について適切な指導・監督を行うこと。
- (3) 受託者は、従事者に対し、常時身分証明を携帯させること。

12 環境への配慮

受託者は、業務関係者に対し、札幌市環境方針を十分理解させるとともに業務と環境配慮の関連について自覚を持つような指導をするとともに、以下のような環境の低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 自動車等を使用する場合、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

13 一般事項

受託者は、以下の項目を遵守し本仕様書に基づき業務を遂行しなければならない。

(1) 法令の遵守

受託者は労働安全衛生法等の本業務に関連する諸法令を遵守し、常に善良なる管理者の注意義務をもって当該業務の履行にあたること。

(2) 感染症対策

受託者は、感染症等に関して、平素から安全衛生管理を十分に行い、常に予防に努めること。また、従事者が感染症に感染した場合は速やかに報告すること。

(3) 注意事項

受託者は、火気の取扱には十分注意し、安全管理を徹底すること。

また、業務の履行に当たって施設及び設備並びに機器類に損傷を与えないよう注意すること。なお、損傷等を与えた場合は、受託者の費用をもって修理・復元すること。

(4) 疑義の解釈

この仕様書に明記のない事項及び疑義が生じたときは、業務担当者との協議するものとし、その内容を業務施行協議簿に記載し提出すること。

14 添付資料

- 別紙 1 点検対象機器
- 別紙 2 点検整備項目表
- 別紙 3 低圧受電盤単線結線図他図面

別紙4 指定提出書類様式（様式1～3）

業務担当

一般財団法人 さっぽろ水道サービス協会 浄水部白川管理課バイパス管理係
電話 011-596-8481

以上